

【「飲酒運転」の行政処分について】

行政処分係の取扱いの中で、近年増加している交通違反が「飲酒運転」です。行政処分上、飲酒運転は、次の3つに分類されています。

- ① 酒酔い運転（基礎点数は**35点**）
- ② 酒気帯び運転（**0.25mg以上**）（基礎点数は**25点**）
- ③ 酒気帯び運転（**0.15mg以上0.25mg未満**）
（基礎点数は**13点**）

※ 点数制度上、**35点**は、前歴0回の人で**取消処分（欠格期間3年）**に、**25点**は、前歴0回の人で**取消処分（欠格期間2年）**に、**13点**は、前歴0回の人で**停止処分（90日間）**になります。

もしも、飲酒運転で交通人身事故を起こしたらどうなるの？

- ① 新聞やニュース等メディアで報道される。
- ② 刑事罰（注1）を受ける。
- ③ 行政処分（注2）を受ける。
- ④ 相手への賠償責任を負う。
- ⑤ 解雇等の社会的制裁を受ける。等が生じる恐れがあります。

注1 「5年以下の懲役または100万円以下の罰金」か「3年以下の懲役または50万円以下の罰金」

注2 飲酒運転の基礎点数に、被害者等の負傷程度に応じて2点～20点を付加。その上、事故状況によってはさらに重い処分になることもあります。

飲酒運転は、重大な犯罪です。

厳しい罰則と厳しい行政処分が設けられています。

飲酒運転後に後悔等をしてしても手遅れです。

そうなる前に、絶対に飲酒運転をしないように
しましょう。

